

原議保存期間	1年未満(平成29年12月31日まで)
有効期間	二種(平成29年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第4号
平成29年1月16日
警察庁交通局交通規制課長

市町村等から道路標示等の設置・管理を含む交通規制の実施に関する要請を受けた場合の対応について(通達)

各都道府県警察において、市町村等から道路標示等の設置や管理(補修等)を含む交通規制の実施に関する要請(以下「交通規制に関する要請」という。)があった場合には、当該市町村等から交通規制に関する要請の理由や背景事情等を聴取した上で、交通実態や予算状況等を踏まえて必要と認める場合には、道路標示の補修、交通規制の変更等の交通管理者として必要と認める措置を講じるところであるが、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定。別添参照)において、市町村等から交通規制に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる措置が迅速に講じられるよう、改めて都道府県警察に周知することとされた。

そこで、各都道府県警察にあっては、交通規制に関する要請があった場合には、下記の点に留意しつつ、その対応に遺憾のないようにされたい。

記

1 市町村等との十分な意思疎通

交通規制に関する要請の理由や背景事情を把握することは、的確な措置を講じる上でも極めて有益であることから、当該市町村等と相互に十分な意思疎通を図ること。

2 必要と認める措置の迅速な実施

交通規制に関する要請を受けて何らかの措置を実施する必要がある場合には、当該措置が迅速に実施されることが望ましいことから、各都道府県警察においては、当該措置を実施するために必要な手続の迅速化に努めるほか、道路標示等の補修について柔軟に執行できる予算を確保することを検討するなど、必要と認める措置を迅速に実施すること。